

## 船舶事故調査報告書

令和3年6月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	転覆
発生日時	令和2年6月22日 06時15分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市間口漁港南東方沖 間口港灯台から真方位095° 90m付近 (概位 北緯35° 08.6′ 東経139° 40.8′)
事故の概要	漁船健丸は、漁をしながら錨泊中、左舷船尾部に波の打ち込みを受け、転覆した。 健丸は、船外機等の濡損を生じた。
事故調査の経過	令和2年7月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 健丸、0.5トン KN3-15634（漁船登録番号）、個人所有 5.02m (Lr) × 1.83m × 0.66m、FRP ガソリン機関（船外機）、60kW、平成24年2月
乗組員等に関する情報	船長 21歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成29年4月6日 免許証交付日 平成29年4月6日 (令和4年4月5日まで有効)
死傷者等	なし
損傷	船外機等に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約1.5～2.0m、潮汐 下げ潮の初期 三浦市には、令和2年6月21日22時00分に強風注意報が発表され、23日04時18分に解除された。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、1本釣り漁の目的で、令和2年6月22日03時20分ごろ間口漁港南東方沖の漁場に向けて三浦市毘沙門漁港の定係地を出航した。 本船は、03時40分ごろ漁場に到着し、仕掛けを曳きながら南西進と北東進を繰り返した後、投錨して漁を行うこととし、水深約10mのポイントで船首部から錨に繋いだ錨索（ロープ）を長さ約40m

出して海中に入れ、船首を北北東に向けて錨泊を開始した。

船長は、操舵スタンドの後方に立ち、漁を行っていたところ、本船が北北東方からの風波を船首方から受けて左右に振れ回りながら船尾部が上下に浮き沈みを繰り返していた。

本船は、船首が東方から南東方に向いた際、船尾部が沈んだ時に北北東方から来る波の打ち込みを左舷船尾部に受け、大量の海水が船尾部から流入して水船状態となり、06時15分ごろさらに2～3回左舷船尾部に波の打ち込みを受け、右舷側に傾斜して転覆した。

船長は、転覆と同時に海に飛び込んだものの、付近にいた漁船に救助され、同船に搬送されて昆沙門漁港に帰港した。

本船は、後日、間口漁港の僚船によって引き揚げられて同港までえい航され、処分された。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

本船は、操舵スタンドの位置が中央よりやや船尾側にあり、操舵スタンドの左右両側の通路に仕切りがあり、海水が、船尾部のデッキ上に滞留すると、排水口から排水されるものの、中央部より船首側に移動できない構造であった。(図1参照)

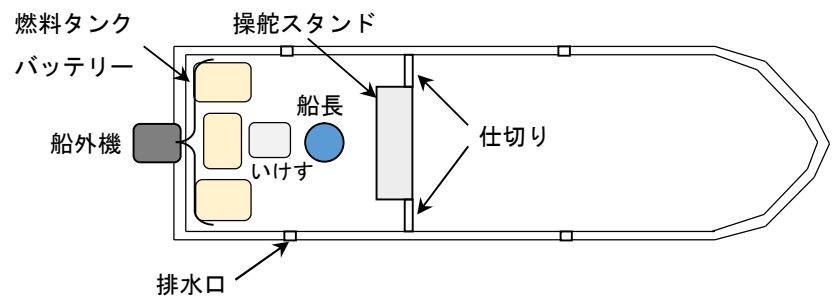


図1 本船の仕切り等の配置

本船は、船尾部のデッキから舷縁上面までの高さが約40cmであり、また、船外機を設置している船尾トランサム中央部分が舷縁より約15cm低い構造であった。(図2参照)

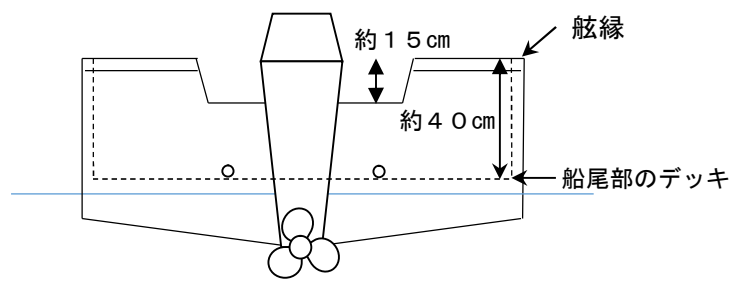


図2 本船の船尾トランサム

船長は、本事故当日の03時00分ごろに携帯電話で入手した海上

	<p>保安庁のウェブサイトにより<sup>つるぎ</sup> 剣埼灯台の観測値である現況の風速が約9m/sであることを確認していた。</p> <p>船長は、ふだんは、風が約10m/s以上吹いている時は波が高くなるのが予想されるので出漁を控えていたものの、前日が好漁であったので、本事故当日も好漁が見込めると思い、無理して出漁することとし、錨泊中、風速が約10m/sとなり波が高い状況となったが漁を続けていた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、強風注意報が発表されている状況下、間口漁港南東方沖で錨泊中、船長が、風速が約10m/sとなり波が高い状況で漁を続けたことから、船首が東方から南東方に向けて船尾部が沈んだ際、波の打ち込みを左舷船尾部に受け、大量の海水が船尾部から流入して水船状態となり、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、現況の風速が約9m/sであることを確認していたものの、前日が好漁であったことから、本事故当日も好漁が見込めると思い、無理して出漁することとしたものと考えられる。</p> <p>本船は、船尾トランサム<sup>トランサム</sup>の中央部分が舷縁より約15cm低い構造であり、また、操縦席の左右両側の通路にある仕切りがあり、海水が、船尾部のデッキ上に滞留すると、中央部より船首側に移動できない構造であったことから、波の打ち込みを左舷船尾部に受けた際、大量の海水が船尾部から流入して水船状態となったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、間口漁港南東方沖において、本船が、強風注意報が発表されている状況下、風速が10m/sとなり波が高い状況で漁を続けたため、船首が東方から南東方に向けて船尾部が沈んだ際、波の打ち込みを左舷船尾部に受け、大量の海水が船尾部から流入して水船状態となり、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、強風が吹くことが予想される場合、出漁を控えること。</li> <li>・ 船長は、出漁した場合、錨泊中、出港前に確認した風速の情報よりも風が強くなれば、波が高くなる状況が予想されるので、波が高くなる前に早めに操業を中止して帰港すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

